

## 区域の設定について

### 1 目的

#### (1) 市町村の区域

- ア 子ども・子育て支援事業計画で定める区域ごとに教育・保育の量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める。(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号)
- イ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。(基本指針第三、二、1)

#### (2) 都道府県の区域設定

- ア 子ども・子育て支援事業支援計画で定める区域ごとに教育・保育の量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める。(子ども・子育て支援法第62条第2項第1号)
- イ 教育・保育施設(認定こども園及び保育所)の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となる。(基本指針第三、四、1)

### 2 区域の考え方

#### (1) 市町村計画における区域

地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を定める。(基本指針第三、二、1)

#### (2) 都道府県計画における区域

- 市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域(都道府県設定区域)を定める。(基本指針第三、四、1 以下同じ)
- 隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定める。  
⇒区域の設定によって市町村を超えた広域利用が制限されるものではない。
- 教育・保育の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- 広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、認定区分(1～3号)ごとに設定することができる。

### 3 市町村が定める教育・保育提供区域の状況について

多くの市町村が1号～3号において、市町村単位での区域設定を行う予定である。

区域	1号	2号・3号
小学校区	0	0
中学校区	5	5
市町村	42	40
その他	6	8
未定	1	1

### 4 隣接市町村間等における広域利用の実態について

#### (1) 幼稚園

広域利用の割合が11.05%と高くなっている。(別添1のとおり)  
⇒ 広域の区域設定が望ましいのではないか。

#### (2) 保育所

広域利用の割合は非常に低い。(別添2のとおり)  
⇒ 広域の区域設定になじまないのではないか。

### 5 教育・保育の認可・認定の際に行われる需給調整について

- 都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする。(認定こども園法第3条第7項、17条第6項、児童福祉法第35条第8項、基本指針第三、四、(2)、ア、(ア)～(ウ))
- ただし、都道府県設定区域における利用定員総数に既に達しているか、設置によってこれを超えることになると認めるときは、認可・認定をしないことができる。(同上)

※考えられるパターンについては別添3のとおり。

### 6 区域設定案

	区域設定案	理由
1号認定	<u>12区域(二次医療圏、障害保健福祉圏域と同じ。別紙のとおり)</u>	幼稚園の広域利用の状況を反映しつつ、地域の実情に応じた需給調整が可能な範囲となるよう設定。
2号・3号認定	<u>市町村単位で1区域</u>	広域利用が少ないこと及び現在の保育所の認可が各市町村の状況に応じて行われていることを踏まえて設定。

参考：他都道府県の検討状況(平成26年7月石川県全国調査結果)

	市町村単位	複数の区域	都道府県で1区域	未定・未回答
1号認定	16	15	3(※)	13
2号認定・3号認定	25	9	1(※)	12

※1又は3の区域で検討している1県を含む。